

随意契約及び比較見積を徴取しない理由書

工事名：一級河川 神崎川 旧猪名川排水機場外 No. 2 ポンプ電気設備機能増設外工事

本工事は、旧猪名川排水機場のNo. 2 ポンプ改修工事に伴う電気設備の機能増設及び、発電機電気設備の製作、据付、調整等を実施するものである。

本設備は、株式会社明電舎関西支社が設計製作したものであり、本工事を行うためには、詳細設計図面・設計資料に関する専門知識を有し、機能、構造に精通していることが求められ、他業者では本工事を実施することができない。

以上のことから、本設備の設計、製作、据付を実施した株式会社明電舎関西支社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴取する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。